



# 月報 愛知労働局



2016 7月

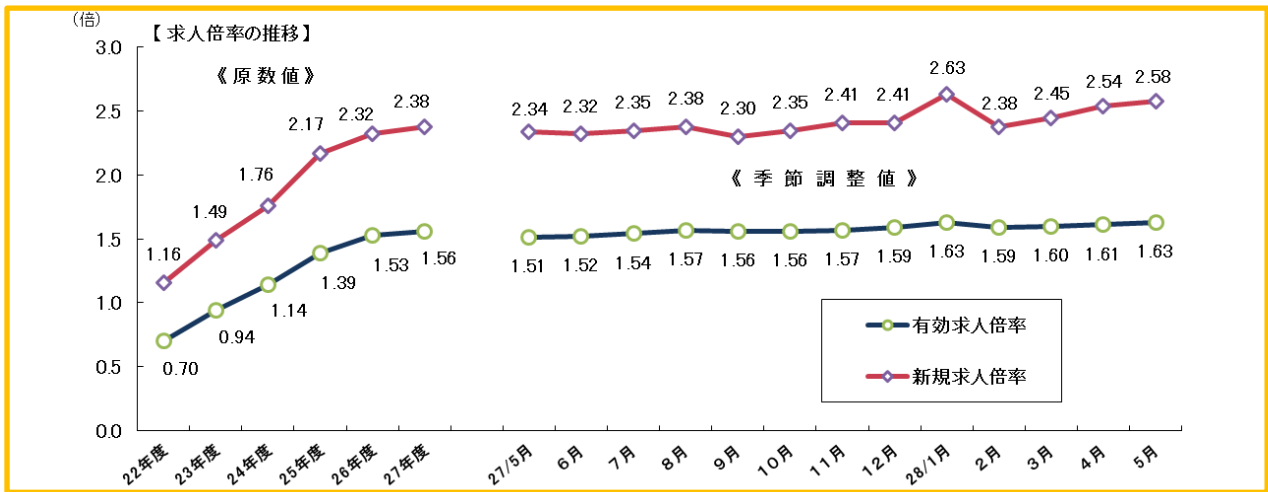
毎月第三稼働日 発行

- 最近の雇用情勢 平成 28 年 5 月 . . . . . 1
- 平成 28 年 5 月末現在の労働災害発生状況 . . . . . 1
- 新局長就任のごあいさつ . . . . . 2
- 個別紛争解決制度施行状況について . . . . . 2
- 均等法・育・介法・パート法に関する相談等の状況 . . . . . 3
- パートタイム労働者の活躍を推進している企業を表彰します！ . . . . . 3
- 平成 27 年度定期監督等実施状況（連載 上） . . . . . 4
- 今後予定している主なイベントについて . . . . . 4

## 最近の雇用情勢 平成 28 年 5 月 職業安定課 ☎052-219-5578

### 有効求人倍率は3か月連続で上昇 緩やかな改善が続く

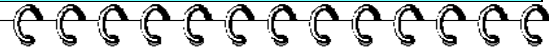
- 有効求人倍率（季節調整値） 1.63倍 対前月+0.02ポイント
  - ・ 3か月連続で前月を上回った。
  - ・ 有効求人数は横ばい（前月比0.0%減）、有効求職者数は減少（前月比1.1%減）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.58倍 対前月+0.04ポイント
  - ・ 3か月連続で前月を上回った。
  - ・ 新規求人数は増加（前月比3.4%増）、新規求職者数も増加（前月比1.8%増）。



## 平成 28 年 5 月末現在の労働災害発生状況 安全課 ☎052-972-0255

業種	年別	平成28年 (人)	平成27年同期 (人)	平成27年同期比 (人)	増減率 (%)
製造業		594 ( 3 )	566 ( 2 )	28 ( 1 )	4.9
建設業		190 ( 1 )	234 ( 3 )	-44 ( -2 )	-18.8
陸上貨物運送事業		260 ( 0 )	271 ( 2 )	-11 ( -2 )	-4.1
小売業		231 ( 0 )	190 ( 0 )	41 ( 0 )	21.6
通信業		47 ( 0 )	42 ( 0 )	5 ( 0 )	11.9
社会福祉施設		89 ( 0 )	75 ( 0 )	14 ( 0 )	18.7
飲食店		63 ( 1 )	58 ( 0 )	5 ( 1 )	8.6
清掃・と畜業		101 ( 0 )	77 ( 1 )	24 ( -1 )	31.2
上記以外の事業		344 ( 5 )	365 ( 1 )	-21 ( 4 )	-5.8
<b>合計</b>		<b>1,919 ( 10 )</b>	<b>1,878 ( 9 )</b>	<b>41 ( 1 )</b>	<b>2.2</b>

※( )内は死者数で内数である。



平成 28 年 5 月末における死亡災害は、全産業で 10 人が被災しており、前年同期より 1 人の増加となっています。業種的には「上記以外の事業」の死亡者 5 人のうち 2 人が港湾運送業にて被災しています。

休業 4 日以上死傷災害は 1,919 人となっており、前年同期より 41 人 (2%) 増加しています。多くの業種で先月より増減率の幅が縮小する傾向にある中、小売業は 4 月末が前年同期 16.7%増であったものが 5 月末には 21.6%増となっています。このため、7 月にはショッピングモールへの局長安全巡視を実施し、災害防止を呼び掛けることとしています。



愛知県は製造品出荷額がダントツの一位で、労働行政にとって極めて重要な場所です。私はこの地で労働行政を担うことを大変うれしく思います。

一方で愛知県の労働関係の指標をみると、必ずしも優等生とは言えない状況です。所定労働時間は全国平均より20時間以上多い数で推移し、年次有給休暇の取得率は全国平均を下回っています。障害者の法定雇用率を達成している民間企業の割合も半数に満たない状況です。

「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」というかけ声で取り組みは始まっています。企業にとっても労働者にとっても合理的で持続可能な職場を目指せば、自然と仕事と生活は調和し、今の働き方は変わっていくはずで、そのためのきっかけ作りに労働局が役に立てれば良いと思います。

職場は、生産の場、労働力の発揮の場であるとともに、多くの日本人にとっては「生活」の場、生き活きと自分が輝ける場であるという側面があります。ともすると合理的でないもの、伝統、職場風土、県民性、といったものが反映してきたことは否めないと思います。働き方はもとより、女性の活躍についても、意識を変え、生活を変え、職場を変えていく。— そうして愛知県が労働の分野でも日本一になる、という夢を持ちながら、これから職務に邁進してまいります。どうぞよろしくお願いたします。



## 個別労働紛争解決制度施行状況について

指導課  
☎052-219-5509

～「個別労働紛争相談」「助言・指導」「あっせん」は減少～  
～「いじめ・嫌がらせ」は引き続き増加傾向～

平成27年度の愛知労働局管内における個別労働紛争解決制度の施行状況をとりまとめました。愛知労働局では、個々の労働者と事業主との個別労働紛争の未然防止と円満、迅速な解決を図ることを目的として、労働局内、労働基準監督署内及び栄の中日ビル内の計16か所に総合労働相談コーナーを設け、労働に関するあらゆる相談等に対し解決援助に向けてのサービスを行っています。

### 1. 相談件数、助言・指導申出件数、あっせん申請件数は減少。

・ 総合労働相談件数 <sup>*1</sup>	78,219件(対前年度比1.7%減)(全国3位)
うち、民事上の個別労働紛争相談 <sup>*2</sup> 件数	16,312件(同0.2%減)(全国3位)
・ 助言・指導 <sup>*3</sup> 申出件数	609件(同25.2%減)(全国5位)
・ あっせん <sup>*4</sup> 申請件数	288件(同22.2%減)(全国3位)

### 2. 個別労働紛争の相談件数、助言・指導申出件数、あっせん申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」がトップ。

- ・ 「いじめ・嫌がらせ」の相談の割合は、個別労働紛争解決制度の開始以来、年々増加傾向にあり、平成27年度は3,859件にのぼり、個別労働紛争相談の20.5%(制度開始当初の平成14年度は7.2%)を占め、相談内容のトップになっています。
- ・ 助言・指導申出件数、あっせん申請件数においても「いじめ・嫌がらせ」がそれぞれ18.1%、26.4%を占め、申出内容、申請内容のトップになっています。

### 3. 助言・指導は迅速な処理、あっせんは参加率・合意率ともに向上。

- ・ 助言・指導は1か月以内に99.4%(全国平均99.1%)を処理。
- ・ あっせんの参加率は57.1%(前年54.9%)、合意率36.5%(同34.0%)。

\*1 「総合労働相談」：個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年施行)に基づき、労働に関するあらゆる相談等に対し解決援助に向けてのサービスを行っています。

\*2 総合労働相談のうち、「個々の労働者」が一方の当事者となる民事上の紛争。

\*3 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

\*4 「あっせん」：紛争当事者の間に、弁護士や大学教授など労働問題の専門家である紛争調整委員が入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

平成 27 年度に雇用均等室で取り扱った男女雇用機会均等法（均等法）、育児・介護休業法（育・介法）及びパートタイム労働法（パート法）（以下三法という）に関する相談、是正指導と紛争解決の援助の状況を取りまとめました。

※都道府県労働局の組織変更により、平成 28 年 4 月 1 日から「雇用均等室」は「雇用環境・均等部」になりました。

マタハラ関連相談が前年度比 106 件増加（32.2%増）し、3 年連続の増加

## 1 相談の状況

- 相談件数：4,408 件  
（前年度比 1,813 件減少（29.1%減））
  - ・労働者からの相談は 1,639 件で前年度比 152 件減少（8.5%減）しました。
  - ・妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談は 435 件で前年度に比べ 106 件増加（前年度比 32.2%増）しました。
- 相談内容
  - 〈男女雇用機会均等法関係〉  
（1,561 件、三法の相談全体の 35.4%）
    - ・セクシュアルハラスメントに関する相談（703 件）が多く、45.0%を占めています。
    - ・次いで、母性健康管理に関する相談が 275 件、妊娠・出産等を理由とした解雇等の不利益取扱いに関する相談は 272 件で、前年度に比べ 30 件増加しました。
  - 〈育児・介護休業法関係〉（2,484 件、同 56.4%）
    - ・育児休業に関する相談（892 件）と育児短時間勤務制度に関する相談（408 件）が多く、5 割以上を占めています。
    - ・育児休業等申出・取得を理由とする不利益取扱いに関する相談は 163 件で、前年度に比べ 87.4%増となりました。
  - 〈パートタイム労働法関係〉（363 件、同 8.2%）
    - ・パートタイム労働指針に関するものが 60 件（16.5%）で最も多く、次いで労働条件の文書交付が 56 件（15.4%）でした。

## 2 是正指導の状況

- 是正指導件数：2,363 件  
（前年度比 361 件増加（18.0%増））
  - ・619 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの法違反が確認された 606 事業所（97.9%）に対し、2,363 件の是正指導を実施しました。
  - ・内訳は「育児・介護休業法関係」が 1,248 件（52.8%）と最も多く、次いで「パートタイム労働法」が 754 件（31.9%）、「男女雇用機会均等法関係」が 361 件（15.3%）となっています。
  - ・是正指導を受けた事業所のうち、9 割以上が年度内に是正しました。

## 3 紛争解決援助の状況

- 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数：13 件（前年度比 3 件増加（30.0%増））
  - ・男女雇用機会均等法関係が 4 件、育児・介護休業法関係が 8 件。うち、妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いに関する申立は 6 件でした。
  - ・平成 27 年度中に援助を終了した事案（9 件）のうち約 8 割が助言の結果、解決に至りました。
- 調停申請受理件数：2 件
  - ・均等法（妊娠不利益取扱いの禁止・セクシュアルハラスメント対策）に関する申請。うち調停案の受諾勧告を行ったのは 1 件で、双方受諾し、解決に至りました。

## パートタイム労働者の活躍を推進している企業を表彰します！

指導課  
☎052-219-5509

厚生労働省では、パートタイム労働者の適性処遇や教育訓練に関する取組など、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰しています。

### ● 表彰の種類

厚生労働大臣最優良賞、雇用均等・児童家庭局長優良賞、雇用均等・児童家庭局長奨励賞

### ● 表彰基準及び応募方法

表彰基準は、[パート労働ポータルサイト](http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/)（<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>）内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」でご確認いただけます。

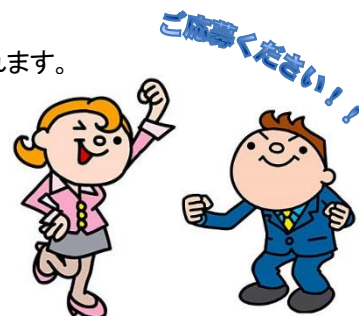
同サイトより応募用紙（電子ファイル（EXCEL））をダウンロードし、みずほ情報総研株式会社（委託先）へ郵送によりご応募ください。

受賞企業には、受賞年度と受賞名を記載したシンボルマークが付与されます。

### ● 応募締切 平成 28 年 7 月 27 日（水）必着

### ● 問合せ及び応募先

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部  
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3  
TEL：03-5281-5276（平日 10：00～17：30）



平成 27 年に県内の 14 労働基準監督署（支署）が実施した監督指導の実施結果を以下のとおり取りまとめました。7 月と 8 月の 2 回にわたって掲載します。

■監督指導実施事業場

5,653 事業場に対し、労働基準監督官が立入る等により、調査・指導を行った結果、4,170 事業場（73.8%）に、法令違反が認められました。

主な違反の項目は、労働時間 1,655 件（29.3%）、健康診断 1,106 件（19.6%）、時間外労働等による割増賃金 800 件（14.2%）等でした。

各労働基準監督署（支署）では、引き続き、長時間労働抑制、過重労働による健康障害防止、労働災害防止、化学物質による健康障害防止のために監督指導を計画的に実施する方針です。

■業種別の違反状況

業種	監督指導実施件数	うち、違反事業場件数
製造業	2,301	1,783
建設業	1,104	635
商業	730	570
保健衛生業	428	341
運輸交通業	338	288
接客娯楽業	204	174
全業種	5,653 (平成 26 年比 258 増)	4,170 (平成 26 年比 209 増)

■主な違反内容〈労働時間〉

違反件数 1,655 件

（監督指導実施件数に対する割合：29.3%）

時間外労働に関する協定届を所轄署に届出を行わず、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の届出はあるものの、協定時間を超えて時間外労働を行わせているものは法違反となります。

■主な違反内容〈健康診断〉

違反件数 1,106 件

（監督指導実施件数に対する割合：19.6%）

常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないものや、深夜業など特定業務従事者に対し、配置替えの際及び 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、健康診断を実施していないものは法違反となります。

■主な違反内容〈安全基準〉

違反件数 996 件

（監督指導実施件数に対する割合：17.6%）

典型的事例としては、労働者の身体の一部が挟まれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないものや、高さが 2m 以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すり、覆い等を設けていないものがありました。

■主な違反内容〈割増賃金〉

違反件数 800 件

（監督指導実施件数に対する割合：14.2%）

時間外労働、深夜労働等を行わせているのに、割増賃金（通常の賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないものや、算定基礎に含めるべき職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るものは法違反となります。

■主な違反内容〈労働条件の明示〉

違反件数 663 件

（監督指導実施件数に対する割合：11.7%）

労働者を採用するとき、賃金、労働時間その他労働条件を書面（労働条件通知書）の交付等の方法で明示していないものは法違反となります。

～ 今後予定している主なイベントについて ～

7/6(水)	14:00～	労働者派遣事業 新規説明会	名古屋広小路ビルディング 6 階 需給調整事業部 セミナールーム	需給調整事業部 052-219-5587
8/3(水)				
7/13(水)	14:00～	労働者派遣事業許可申請説明会 (旧特定労働者派遣事業主向け)	名古屋広小路ビルディング 6 階 需給調整事業部 セミナールーム 名古屋広小路ビルディング 1 4 階 共用大会議室	需給調整事業部 052-219-5587
8/1(月)				
7/29(金)	13:00～ 17:00	愛知ブランド企業・若者応援宣言企業 ものづくり企業 就職フェア 2016	ウインクあいち 7F 展示場	職業安定課 052-219-5505



編集・発行 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課  
〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号（名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階）  
TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798  
〈ホームページ〉 <http://aichi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>